

自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
◎自然公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十八号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 雑則 (第十八条―第二十三条)</p> <p>附則</p> <p>第二章 雑則</p> <p>(特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)</p> <p>第十八条 法第十四条第三項第十号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。</p> <p>二 動物を放つこと(家畜の放牧を除く)。</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>第二十三条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 雑則 (第十八条―第二十二條)</p> <p>附則</p> <p>第二章 雑則</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>第二十二條 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（政令で定める行為）</p> <p>第三条 法第十七条第一項第十四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 廃棄物を捨て、又は放置すること。 二 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。 三 動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）。 	<p>（政令で定める行為）</p> <p>第三条 法第十七条第一項第十四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 廃棄物を捨て、又は放置すること。 二 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。